

平成 27 年 3 月 19 日

就業規則等の一部改正に対する過半数代表者からの意見書

過半数代表者
人間科学研究部門 教授 渡邊芳之

3 月 19 日に大学側から説明のあった就業規則等の一部改正について、過半数代表者の意見を述べます。

1. 特任教員就業規則について

学長が認めた場合に基本年俸表によらない基本年俸を決定できるようにすることについて、年俸制教員給与規定との整合性から見て必要な改正と理解します。しかし、こうした不規則運用については特に必要な場合に限ってごく限定的に用いること、とくに基本年俸表の最低年俸より下の年俸を設定することについては原則として行わないことを要望します。

産前産後の休暇の有給化については、該当する職員の利益となることですので賛成します。

2. 非常勤職員就業規則について

前項と同様、産前産後の休暇の有給化については、該当する職員の利益となることですので賛成します。その他、給与をはじめさまざまな面で非常勤職員の待遇や就業環境が引き続き改善されることを希望します。

3. 職員給与規定について

人事院勧告に基づく給与水準の引き下げ、手当の引き下げなどは、給与の地域格差を拡大する不利益変更であり、反対します。その他の改正については、社会情勢や法令、本学組織の変化に対応するものとして必要と理解します。

4. 再雇用規程について

前項と同様、給与水準の引き下げについては反対します。単身赴任手当の支給については就業環境の現状に対応したものとして賛成します。

5. 勤務時間，休暇等に関する規定について

給与規定等との整合性を確保するための改正として必要なものと理解します。職員の病気による休暇，休職については引き続き職員の利益，福祉を優先した取り扱いがなされることを希望します。

6. 職員懲戒規定について

研究や研究費に係る不正への対応を行うための改正として必要なものと理解します。職員の懲戒については引き続き最大限に慎重な運用が行われることを希望します。

7. 職員退職手当規定について

法令の変更に伴う必要な改正と理解します。

8. 役員報酬規程について

人事院勧告に基づく必要な改正と理解しますが，役員報酬についても職務内容や業務負担に見合った適切な水準が維持されるよう希望します。

9. 役員退職手当規定

年俸制導入に伴う必要な改正と理解します。

以上